第二章　特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等

（特定重要電子計算機の届出）

第四条　特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機を導入したときは、主務省令で定めるところにより、特定重要電子計算機の製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を特別社会基盤事業（特別社会基盤事業者が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業をいう。）を所管する大臣（以下「特別社会基盤事業所管大臣」という。）に届け出なければならない。

2　特別社会基盤事業所管大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

3　特別社会基盤事業者は、第一項の規定により届け出た事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を特別社会基盤事業所管大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4　第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（特定侵害事象等の報告）

第五条　特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機に係る特定侵害事象又は当該特定侵害事象の原因となり得る事象として主務省令で定めるものの発生を認知したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び主務省令で定める事項を特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

（命令）

第六条　特別社会基盤事業所管大臣は、特別社会基盤事業者が第四条第一項若しくは第三項又は前条の規定に違反していると認めるときは、期限を定めて、当該特別社会基盤事業者に対し、第四条第一項若しくは第三項の規定により届け出るべきものとされている事項を届け出ること又は前条の規定による報告を行い、若しくはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

（内閣総理大臣の意見の陳述）

第七条　内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者が第四条第一項若しくは第三項又は第五条の規定に違反していると認めるときは、特別社会基盤事業所管大臣に対し、当該特別社会基盤事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として命令その他の処分を行うことができる場合にあっては、当該特別社会基盤事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

（安全管理措置等）

第八条　特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣は、その取り扱う報告等情報（第四条第一項又は第三項の規定による届出又は第五条の規定による報告に係る情報をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該報告等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　報告等情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあった者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た報告等情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（報告又は資料の提出）

第九条　特別社会基盤事業所管大臣は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条の規定の施行に必要な限度において、特別社会基盤事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（指導及び助言）

第十条　特別社会基盤事業所管大臣は、第四条第一項及び第三項並びに第五条に定める措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特別社会基盤事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第三章　当事者協定

（特別社会基盤事業者との協定の締結）

第十一条　内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者との間で、内閣総理大臣が、当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレスその他の電気通信設備を識別する符号（第十七条第一項、第二十二条第二項第一号及び第三十三条第一項において「アイ・ピー・アドレス等」という。）から判断して、国外設備から国内設備（国外設備以外の電気通信設備をいう。第十七条第一項及び第三十三条第一項において同じ。）に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。第二十二条第一項第一号、第三十二条第一項及び第三十五条第一項第一号において同じ。）により送受信が行われる情報に係る通信情報をいう。次条第一項において同じ。）に該当するものを用いて、当該特別社会基盤事業者が使用する特定重要電子計算機その他の電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報（第二号及び第十六条において「個別分析情報」という。）を当該特別社会基盤事業者に提供することを内容とする協定であって、次に掲げる事項を含むものを締結することができる。

一　内閣総理大臣が提供を受ける通信情報の範囲並びに提供の方法及び期間に関する事項

二　内閣総理大臣からの個別分析情報の提供の要領に関する事項

三　通信情報の提供のために施設又は設備の整備が必要な場合にあっては、当該施設又は設備の整備に関する事項

四　協定を変更し、又は廃止する場合の手続に関する事項

五　第三十八条第三項に規定する同意をする場合にあっては、その旨

六　その他内閣府令で定める事項

2　内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、相互に、相手方に対し、前項の協定を締結することについて協議を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた内閣総理大臣又は特別社会基盤事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならない。

3　第一項の協定において、同項第一号に規定する提供の方法として、当該協定を締結する特別社会基盤事業者に事業電気通信役務を提供する電気通信事業者が管理する当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする媒介中通信情報であって、当該特別社会基盤事業者が内閣総理大臣に提供することに同意した範囲のものが複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにする方法（電気通信事業法第四条第一項に規定する通信の秘密の確保に支障がない方法に限る。）を定めようとする場合には、当該協定は、内閣総理大臣、当該特別社会基盤事業者及び当該電気通信事業者により締結しなければならない。

（特別社会基盤事業者以外の事業電気通信役務の利用者との協定の締結）

第十二条　内閣総理大臣は、事業電気通信役務を利用する者をいい、特別社会基盤事業者を除く。以下この項及び次条において「利用者」という。）との間で、内閣総理大臣が、当該利用者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて、当該利用者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報（第二号及び第十六条において「利用者個別分析情報」という。）を当該利用者に提供することを内容とする協定であって、次に掲げる事項を含むものを締結することができる。

一　内閣総理大臣が提供を受ける通信情報の範囲並びに提供の方法及び期間に関する事項

二　内閣総理大臣からの利用者個別分析情報の提供の要領に関する事項

三　通信情報の提供のために施設又は設備の整備が必要な場合にあっては、当該施設又は設備の整備に関する事項

四　協定を変更し、又は廃止する場合の手続に関する事項

五　第三十八条第三項に規定する同意をする場合にあっては、その旨

六　その他内閣府令で定める事項

2　前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。